

## 各種委員の推薦について

	委員の名称と役割	人数	任期	会議回数	報酬 (税込)	部会割 (案)
1	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会委員	1	H29.4.1 から H31.3.31 まで	年 2 回	13,000 円/回	福祉教育部会 より選出
	「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画」 の策定・取り組みに関する評価・意見など					
2	新潟市防災会議委員	1	委嘱の日から H31.3.31 まで	平成 30 年 3 月 開催予定	13,000 円/回	地域づくり部会 より選出
	・新潟市地域防災計画の作成（見直し）及びその実施を推 進すること ・市長の諮問により防災に関する重要事項を審議すること					
3	新潟市国民保護協議会委員	と 兼 務 防 災 会 議 委 員	委嘱の日から H30.8.31 まで	本年度中 開催予定無し	13,000 円/回	
	市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措 置に関する重要事項（新潟市国民保護計画など）を審議す ること					
4	水と土の芸術祭 2018 実行委員会委員	1	自治協議会委 員の職にある 期間	年 2 回程度	交通費費用弁償 (報酬無し)	自然文化部会 より選出
	市民が主役となる芸術祭となるよう、区民の一員として意 見・提案をいただく。また、実行委員会、芸術祭の情報を 適宜、区自治協議会等に報告していただく。					

## 附属機関等の委員候補者の推薦にあたって（お願い）

新潟市では、附属機関等の委員選任にあたり、できるだけ幅広く市民意見を市政に反映させるため、「新潟市附属機関等に関する指針」第5条第1項各号の規定に基づいた委員の選任を行っています。

委員候補者の推薦にあたりましては、本指針の趣旨をご理解いただき、指針に沿った候補者を推薦くださいますようお願いいたします。

### 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

（委員の選任）

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- （1）委員数は、20人以内とする。
- （2）「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」に基づき、女性委員の割合が45%以上となるよう努めるものとする。
- （3）特定の年齢層に偏らないように選任する。
- （4）本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
- （5）委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
- （6）委員の併任は、3の附属機関等までとする。
- （7）委員の一部は、公募により選任する。

裏面もご覧ください

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所

総務部行政経営課

電話 025-226-2441（直通）

市民生活部男女共同参画課

電話 025-226-1061（直通）

# 新潟市では『附属機関等』の委員に 女性の登用を推進しています

社会のあらゆる分野で女性が男性と対等に参画し、方針決定にも女性の意見が反映され、責任を分かち合いながらさまざまな活動を担っていくことが男女共同参画の基本です。

新潟市では、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために、附属機関等における女性委員の割合を平成27年度末までに40%以上にすることを目標に取り組みを進めてきました。

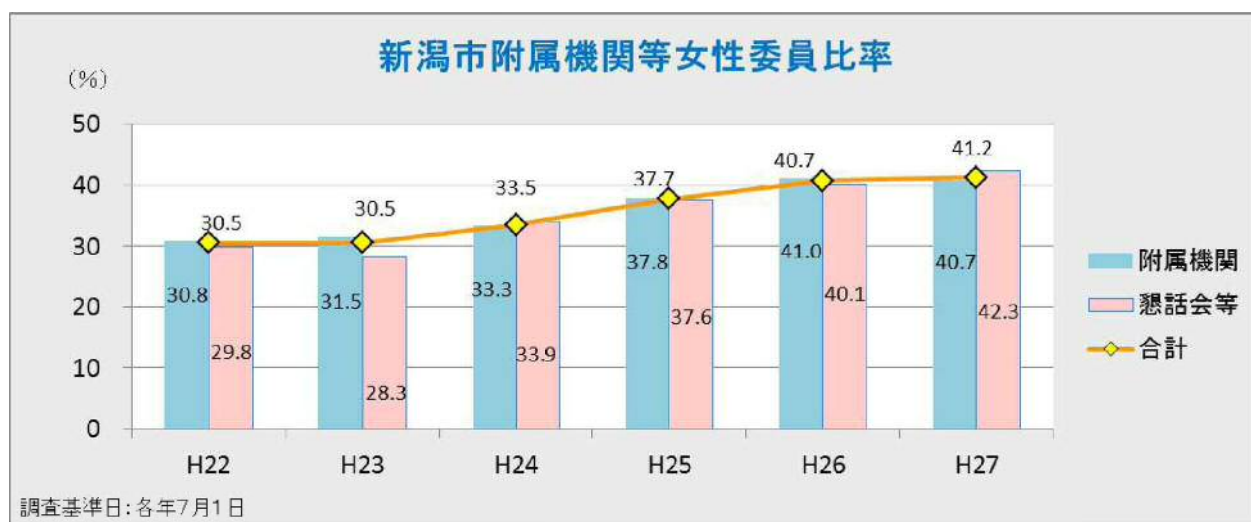
平成26年度に目標を達成しましたが、さらなる男女共同参画を推進するため、女性委員の割合を45%以上とする新しい目標を設定しました。附属機関等の委員の推薦をお願いしている関係団体におかれましては、本趣旨をご理解いただき、委員候補者の選任にあたっては女性のご推薦について可能な限りご配慮くださいますようお願いいたします。

## 政策・方針決定の場への女性の参画促進

あらゆる分野で男女共同参画を進めます。

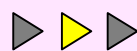
活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、多様な視点・考え方を市政や企業活動、地域活動などに生かしていくことが大切です。

新潟市では、附属機関等への女性の参画を進めてきた結果、女性委員の割合は40%を超えましたが、市や企業等の管理職、自治会長などの地域の役員への女性の参画はなかなか進まず、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分反映されているとはいえない状況です。



### 附属機関等における女性委員の割合の目標指標

H27 附属機関 40.7%  
H27 懇話会等 42.3%



H32 45%以上